無線通信機等の点検及び維持整備に係る契約希望者募集要項(公募)

次の契約について公募を実施するので、参加を希望する者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

分任支出負担行為担当官 海上自衛隊舞鶴地方総監部 経理部長 伊 藤 勝 規

記

## 1 調達予定品目等

令和5年度における舞鶴システム通信隊及び第23航空隊が要求元である無線 通信機等の点検及び維持整備に関する役務

- 2 公募に応募できる者の資格
  - 応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。
- (1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。) 第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な 同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3)防衛省及び契約担当官等から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正 な契約の履行が確保される者

- (5)令和04・05・06年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の 提供等」に係る近畿地区競争参加資格を有する又は経営の規模及び経営の状況 がそれと同等である者(申請中の場合は資格決定後、速やかに資格審査結果通 知書を提出できる者)
- (6) 別表「整備対象機器」に示す器材の適切な整備を効率的かつ効果的に実施できる技術を有しているか、履行時までに有すること。なお、「整備対象機器」 は密接に連携して機能するため、「整備対象機器」全てを一括で整備可能な能力を有すること。
- (7) 当該役務の遂行に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制 を有しているか、履行時までに有することができる者
  - ア 一般管理:安全、工程管理、品質保証、保全に関する能力
  - イ データ管理: 各種記録簿等の記録(各種機器等データの収集、記録、管理、 分析・評価及び各種報告書の作成)、別途指定する報告書作成に関する能力
  - ウ 整備能力: 各無線通信機器等の計画整備及び計画外整備(不具合発生時の 迅速な対処能力を含む。) に関する能力
  - エ 技術的支援能力:使用者への助言、提案等の支援に関する能力
  - オ この役務の履行において、別表「整備対象機器」に示す無線機等の技術操作に必要な第2級陸上無線技術士又は第3級総合無線通信士以上の資格を有した者を整備技術者として1名以上配置させるものとし、その他の者については無線設備の基礎知識を有する者を配置すること。
  - カ この役務の履行において、別表「整備対象機器」に示す発動発電機の整備 に必要な第2種電気工事士以上の資格を有した者を整備技術者として1名以 上配置させるものとし、その他の者については、電気設備の基礎知識を有す る者を配置すること。
- (8)秘密保全上支障のないことを確認した者を従事させる体制を有するか、又は 履行時までに従事させる体制を確立できる者
- (9) 当該役務を実施するにあたり、下請企業に一部を委託する場合は、委託させる業務に応じて本項(6)から(8)を満たすこと。
- (10)日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊する ことを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないこ とを証明又は誓約し若しくは保証できること。

#### 3 参加表明

応募する者は、「参加表明書」(別紙様式)及び第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる資料(以下「技術資料」という。)を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1)資格審査結果通知書(写し)
- (2)会社の財政状況・経営成績を証する書類(直近の決算期における有価証券報

告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告書並びに 内部統制システム整備状況の概要)

## 4 技術資料の提出

#### (1)応募時の提出

過去5年以内に同一資料を提出した者で、本年度の資料に変更がないか又は 部分的な変更のみである場合は、変更のない旨の書面又は変更となった部分を 明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出 を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- ア 過去 5 年間の当該役務と同等又は類似の受注実績一覧表 (実績がない場合 は省略可)
- イ 当該役務の実施にあたり、必要な整備技術者を所要数従事させる体制を証明する書類(組織図、安全管理体制を示す書類、整備技術者名簿、法的資格者名簿及び資格免許の写し。)
- ウ 秘密保全上支障のないことを確認した者を従事させる体制を証明する書類
- エ 下請企業に一部業務委託を行う場合は、下請(予定)企業一覧表及び本項 イ及びウに規定する書類

## (2)対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

#### 5 参加表明書及び技術資料の提出先等

# (1)提出先

海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

〒625-0087

京都府舞鶴市字余部下1190番地

0773-62-2250(内線2255)

# (2)提出期間

公示日 ~ 令和4年12月27日(火)

なお、上記の期間にかかわらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

#### (3)提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、休日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

#### (4)提出部数

第3項に示す書類は1部、第4項に示す書類は2部。

#### 6 技術資料の審査等

- (1)技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。
- (2)技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から部品供給体制等 調査のために工場等(下請企業の工場等を含む。)に係る調査のための協力依 頼があった場合には、工場等への立入りを含め調査に協力しなければならない。

# 7 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

#### 8 疑義の申立

(1)審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口:海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

〒625-0087

京都府舞鶴市字余部下1190番地

0773-62-2250(内線2255)

- イ 時間:直接持参する場合は休日を除く毎日、午前8時00分から午後4時 45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。
- (2)契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3)疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日(休日を除く。)以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から起算して3日(休日を除く。)以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

#### 9 応募に当たっての留意事項

- (1)応募者は、応募に当たり下記の各号について同意した上で応募するものとす る。
  - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
  - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

- ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は 入札等を停止することができる。
- エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する 費用は、応募者の負担とする。
- オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
- カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
- キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。
- ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今 後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2)資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。

# (記入例)

# 舞鶴地方総監部経理部長 殿

株 式 会 社 代表取締役

参加表明書(舞監公示第5-2号)

標記について、下記のとおり応募します。

記

調達予定品目	備考				
無線通信機等の点検及び維持整備					

添付書類:1 資格審査結果通知書(写し)

2 令和 年 月期有価証券報告書及び監査報告書

3 技術資料

# 整備対象機器

# 1 舞鶴システム通信隊

	機器	<del> </del> 名	製造会社
1	無線機	YRC-2F	(株)日立国際電気
2	無線機	LRC-19F-( )	(株)日立国際電気
3	無線機	LRC-40B	(株)日立国際電気
4	無線機	ERC-20B	(株)日立国際電気
5	無線機	ERC-14	(株)日立国際電気
6	無線機	ERC-16	(株)日立国際電気
7	無線機	ERC-18	日本無線(株)
8	無線機	ERC-24	(株)日立国際電気
9	無線機	R R C - 2 1	日本電気(株)
10	無線機	RRC-24( )	松下通信工業(株)
11	無線機	R R C - 2 5	松下通信工業(株)
12	無線機	R R C - 2 7	日本無線(株)
13	無線機	RRC - 45	アイコム(株)
14	無線機	D C 3 C 2 C 1 - 4 A	日本電気(株)
15	無線機	G X 1 6 0 8 V F T	日本マランツ(株)
16	送信機	LRT-20D	日本無線(株)
17	受信機	ORR - 20B	日本無線(株)
18	空中線整合器	LRA - 6	東洋通信機(株)
19	空中線	N - A T - 1 1 1 C	三波工業(株)
20	空中線	傾斜空中線	日本電業工作(株)
21	空中線	傾斜空中線	(株)舞鶴計器
22	空中線	ダブルタブレット空中線	電気興業(株)
23	統合多重化装置	GCT - DN716	富士通(株)
24	ディジタル伝送端局装置	GCT-DN5	富士通(株)
25	無線装置	GPV-DN797	(株)東芝
26	終端信号装置	GCT - DN730	富士通(株)
27	多機能多重化装置	GCT - DN - 803J	富士通(株)
28	整流装置	GRA-371	三社電気製作所(株)
29	発動発電機	N - PU - 1 4 9 - 1	山洋電気(株)
30	75m鉄塔		

# 2 第23航空隊

	機器名		製造会社
1	無線機	R R C - 1 3 D	日本無線(株)
2	携帯無線機	R R C - 2 4 C	松下通信工業(株)
3	無線機	R R C - 2 7	日本無線(株)
4	無線機	R R C - 4 5	アイコム(株)
5	無線装置	ERC-16	国際電気(株)
6	無線機	ERC-20B	(株)日立国際電気
7	無線機	ERC-24	国際電気(株)
8	無線機	ERC-24B	(株)日立国際電気
9	受信機	ORR - 20C	日本無線(株)
10	無線機	ERC-18	日本無線(株)
11	無線機	LRC-31C-2	(株)日立国際電気
12	FM無線電話装置	E M M - 1 0 M R / A W T 型 1 5 0 M H z	(株)日立国際電気
13	発動発電機	N - PU - 88D	山洋電気(株)
14	電源部	N - P P - 6 3 9 B	山洋電気(株)
15	受信空中線共用器	LRA - 7	JRC特機(株)
16	監視装置LSW-51切替分配器	N - S A - 2 0 1	海洋電子工業(株)
17	監視装置LSW-51無線機管制器	N - C - 1 3 2 9	海洋電子工業(株)
18	監視装置LSW-51信号分配器	N - CU - 2 1 3	海洋電子工業(株)
19	無線機	LRC-19F-( )	(株)日立国際電気
20	送信機	LRT-20D	(株)日立国際電気
21	空中線整合器	LRA-6B	東洋通信機(株)